

作業の定義	コールドチャンバダイカストマシン(注)を使用して行う鋳造作業をいう。 (注)射出部(加压室)が溶湯の中にはないダイカストマシンで、その特徴は、①大型マシンによる大物ダイカストが生産できる。②サイクルごとにスリーブに注湯する。③鋳造圧力を高くすることができる(20~120MPa程度)。		
		第1号技能実習	第2号技能実習
(1)コールドチャンバダイカスト作業 ①コールドチャンバダイカスト加工作業 以下のうち1と2は必ず行い、他は必要に応じて行う 1.コールドチャンバダイカストマシン 及び附属装置(自動給湯装置や溶解炉等)の操作 2.ダイカスト製品の簡単な寸法測定 3.金型の取付け及び取りはずし		(1)コールドチャンバダイカスト作業 ①コールドチャンバダイカスト加工作業 以下のうち1から4は必ず行い、他は必要に応じて行う 1.コールドチャンバダイカストマシン及び附属装置(自動給湯装置や溶解炉等)の操作及び調整 2.ダイカスト製品の簡単な欠陥の判定 3.ダイカスト製品の簡単な仕上げ加工 4.ダイカスト製品の簡単な寸法測定 5.原材料の溶解(ノロカキ)及び溶湯管理(温度等) 6.金型の取付け、取りはずし、組立て及び調整 ②鋳造条件の維持及び報告作業 以下のうち1.は必ず行い、他は必要に応じて行う 1.鋳造作業報告書の作成 2.設定された鋳造条件の維持 3.不良率、鋳造歩留り、重量等の簡単な計算	(1)コールドチャンバダイカスト作業 ①コールドチャンバダイカストマシンの決定作業 1.製品の大きさ、形状、鋳造面積、重量、金型の大きさ等による機種の選定 ②コールドチャンバダイカスト加工業 以下のうち1から5は必ず行い、他は必要に応じて行う 1.コールドチャンバダイカストマシン及び附属装置(自動給湯装置や溶解炉、離型剤塗量や塗布位置、湯汲又はラドル等)の操作及び調整 2.ダイカスト製品の簡単な欠陥の判定及びその防止対策 3.ダイカスト製品の簡単な仕上げ加工 4.ダイカスト製品の簡単な寸法測定 5.原材料の溶解(ノロカキ)及び溶湯管理(温度等) 6.金型の取付け、取りはずし、組立て及び調整 ③鋳造条件の維持及び報告作業 以下のうち1.は必ず行い、他は必要に応じて行う 1.鋳造作業報告書の作成 2.設定された鋳造条件の維持 3.不良率、鋳造歩留り、重量等の簡単な計算
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	(2)安全衛生業務 ①履入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③ダイカスト職種に必要な整理整頓作業 ④ダイカスト用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業		⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関する修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	(1)関連業務 ①ホットチャンバダイカスト作業 ②ダイカストマシンの自動化装置の操作 ③合金溶解炉等の操作 ④後加工(熱処理、表面処理、安定化処理等)作業 ⑤検査(外観、寸法、材質、強度、非破壊、耐圧気密等)作業 ⑥機械・器具の管理作業 ⑦金型の保守作業 ⑧クレーンの運転作業(特別教育、技能講習等が必要。) ⑨玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑩フォークリフトの運転作業(特別教育又は技能講習が必要。)		(2)周辺業務 ①原材料の搬送作業(工場内) ②加工部品及び製品の組立て作業 ③製品(部品)の梱包・出荷作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は実施する業務) 上記※に同じ
使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	1.アルミニウム合金 2.亜鉛合金 3.マグネシウム合金		
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	以下1.及び2を必ず使用し、3から14.のうち必要なものを使用すること。 1.コールドチャンバダイカストマシン 2.コールドチャンバダイカストマシン用手工具(ハンドスプレー) 3.ダイカストマシン用付属装置及び付属装置用手工具 4.溶解炉(るっぽ炉、反射炉、急速溶解炉等) 5.保温炉(るっぽ炉、反射炉、浸せき炉、溶解保持炉) 6.各種手工具及び手仕上げ用器具類 7.各種測定器工具		
製品等の例(該当するものを選択すること。)	使用素材(材料)として、アルミニウム、亜鉛、マグネシウムなどの非鉄金属とその合金で、優れた寸法精度の製品を短時間に大量生産できることから、自動車関連部品に多く使用されてきた。代表的な製品・部品は以下のとおりである。 ①自動車部品例 1.エンジン部品 2.シリンダーブロック 3.クランクケース 4.トランスミッション 5.トランスミッションケース 6.トランクフックケース ②自動車部品以外のダイカストの代表例 1.玩具 2.建築金物(ドア把手・エクステリア部品等) 3.家電製品部品(冷蔵庫・洗濯機・VTR・ミシン・掃除機等) 4.事務用品部品(パソコン・プリンタ・ファクシミリ・複写機等) 5.日用品部品(カメラ・釣具・ファスナ・装身具等)		
移行対象職種・作業とはならない業務例	1.鋼材製造作業 2.鉄素形材製造作業 3.金属素形材(プレス)製品製造作業 4.金属被覆・彫刻業・熱処理作業 5.鋳造		